かけ、ひとり親家庭への支援



ひとり親家庭、親のいないお子さんのいる家庭等に対する支援です。



ひとり親家庭医療福祉費支給制度 🎎 (マル福)

間国保年金課医療係

健康保険に加入しているひとり親家庭の親 と子に対して保険診療分の医療費の一部を助 成します(所得額により非該当になる場合があ ります)。

※受給には申請が必要です。

対象者

- (ア)18歳未満の児童を監護しているひとり 親、およびその児童
- ※一定の障害がある方と高校等在学者は20歳未満 (イ)父母のない児童
- (ウ)父母のない児童を現に養育している配偶 者のない方、または婚姻したことのない方
- (工)配偶者が精神または身体の障害により長 期にわたって労働能力を失っている方お よびその児童

受給期間

ひとり親マル福の受給要件を満たした日から 児童が18歳になる学年末まで(一定の障害が ある方と高校等在学者は20歳まで)

※毎年6月下旬に更新があります。

助成内容

外来・入院医療費(保険診療分)の自己負担金 を除く一部負担金の助成 調剤薬局は自己負担なし

※自己負担金とは

外来診療:1医療機関ごとに1日600円

(月2回まで) ※3回目から無料

入院診療:1医療機関ごとに1日300円 (月3,000円まで)

✓ 持参するもの

- ✓ 加入している健康保険の情報がわかるもの
- ▼申請者の印
- ☑児童扶養手当の証書または認定通知 書など、ひとり親家庭の事実が確認で きるもの
- ✓ マイナンバーがわかるもの
- ▽ 申請者の本人確認ができるもの(運転 免許証など)
- ✓ 預金通帳等振込み□座がわかるもの

申請窓口

国保年金課医療係,那珂湊支所保険福祉担当



🐕 児童扶養手当

間子ども政策課

父母の離婚、未婚、拘禁などの理由により、 父または母と生計をともにしていない児童を 養育しているご家庭に対し、手当を支給しま す。受給には児童の父または母、あるいは代わ りに児童を養育している方の申請が必要です (所得制限があります)。

■ IR通勤定期乗車券割引制度



児童扶養手当を受給している世帯の方が IRで通勤している場合は、通勤定期乗車券が 3割引になります(学割等他の割引とは併用 できません)。

※定期乗車券購入前に申請が必要です。



間子ども政策課

両親または父親、母親の一方が死亡した満 5歳から義務教育終了前のお子さんを養育し ている方に手当を支給します。

※受給には申請が必要です。

🞖 交通遺児支度資金

間子ども政策課

交通事故により両親または父親、母親の一 方が死亡したお子さんが、中学や高校に進学 するとき、または中学や高校卒業後に就職す るときに支給されます。

※受給には申請が必要です。



高等職業訓練促進給付金等 **22.** 支給事業

間子ども政策課

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を 取得するため、養成機関で半年以上就業する 場合に高等職業訓練促進給付金等を支給しま

※受給には申請が必要です。また、申請前に事前相 談が必要です。

対象資格

- ●看護師(准看護師) ●介護福祉士
- ●保育十 ●理学療法十 ●作業療法十
- ●歯科衛生士 ●美容師 ●社会福祉士
- 調理師製菓衛生師
- ●その他の資格についてはご相談ください。



高等学校卒業程度認定試験 200 合格支援給付費支給事業

問子ども政策課

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひ とり親家庭の母、父または子(20歳未満)が、 より良い条件での就業や転職へ繋げるため、 高卒認定試験の合格を目指して学び直す場合 に「受講開始時給付金」および「受講修了時給 付金 |を支給します。合格した際は「合格時給 付金|を支給します。

※受講を始める前に事前相談が必要です。

対象

市内在住のひとり親家庭の親または子で、次 $01\sim30$ 全てに該当する方。

①母子・父子自立支援プログラムの策定等の 支援を受けている方

- ②高等学校を卒業していない方および大学入 学資格検定または高等学校卒業程度認定試 験に合格していない等その他大学入学資格 を取得していない方
- ③過去の就業経験から高卒認定試験に合格す ることが適職に就くために必要であると認 められる方

※子の場合は①の要件を除きます。



母子·父子·寡婦福祉資金貸付金

問茨城県福祉相談センター地域福祉課 ****029-226-1513

子ども政策課

ひとり親家庭の生活支援のため、お子さん の就学や、ひとり親の技能習得等に必要な費 用の貸付を低利または無利子で行います。資 金の貸付にあたっては、資金の必要性や返済 についての審査があります。



母子・父子自立支援プログラム 第二 策定事業

問茨城県福祉相談センター地域福祉課

****029-226-1513

子ども政策課

ひとり親家庭の就労を支援するため、母子・ 父子自立支援プログラム策定員が、受給者の 方と一緒になって、自立目標や就労のための 情報提供やアドバイス等を行います。また、必 要に応じて、ハローワークと連携し、さらなる 就労支援も行います。



🎎 自立支援教育訓練給付金事業

一週 茨城県福祉相談センター地域福祉課 ****029-226-1513

ひとり親家庭の母または父の就職やキャリ アアップのための制度です。指定された教育 訓練講座を受講すると、受講終了後、受講費用 の60%(上限あり)が支給されます。

※講座への申込み前に申請が必要です。